

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において航送料を助成することにより、定住している若者や子育て世帯の活発な広域活動や経済活動、医療や生活環境の選択肢を広げ、若者の定住及び島に住む児童の健全育成及び島育てによる愛郷の機運を創出し、定住の安定化と地域間交流による人材育成並びに交流人口の拡大、そして公共交通機関が活発に利用される魅力的な島づくりを図り、もって次世代に選ばれる島づくりを目指すものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者とは利用する年度当初において高校生を除く18歳以上35歳以下のもの
- (2) 子育て世帯とは町内で通学する高校生以下の年齢の扶養児童がいる世帯
- (3) 船舶とは定期船若しくは貨物を運ぶためにチャーターした船をいう。
- (4) 航送料とは利用者が同一に移動する与論発の沖縄本島各港との車両の往復船舶運賃若しくは、移入貨物の船舶運賃をいう。
- (5) 航送料のうち自動車航送料については運転手1名の運賃を含むものとする。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町に居住し、かつ、住民基本台帳に記録され、6カ月以上経過している若者及び子育て世帯
- (2) 申請者本人が船舶を利用する一連の往復旅行行程において、自動車を随伴航送する場合若しくは貨物を別途移送するもの
- (3) 有人の自動車以外を航送する場合は、本人及び本人と同一の世帯に属する者に町税等の滞納がないこと。
- (4) 申請日の属する年度当初において第2条第1号に該当するもの、又は、利用日において同条第2号を満たしていること。
- (5) 雇用主などから別途重複し経費が支給されないこと。
- (6) 本人及び本人と同一の世帯に属する者が与論町暴力団排除条例（平成24年12月11日条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は対象経費の5/10以内で1回15,000円を上限とする。

- 2 利用回数は別表のとおりとする。
- 3 助成額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(助成対象者の公募及び事務の委託)

第5条 町長は助成金の交付を受ける者を公募するものとする。

- 2 前項の規定による公募は、町広報紙及びホームページへの掲載その他適切な方法により行うものとする。
- 3 町長は事務手続の一部又は全てを指定する者に委託することができる。

(交付申請)

第6条 前条第1項の規定による公募により決定された助成対象者（以下「申請者」）は、与論町若者・子育て航送費支援調査助成金交付申請兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 別に定めるアンケート
- (2) 同意書（別記第2号様式）

(3) その他必要と認める書類

(交付決定及び確定通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定及び確定し、与論町若者・子育て航送費支援調査助成金交付決定（却下）及び確定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、実績報告については別に定めるアンケートを回答し、町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、第7条の規定により助成金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取消することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(2) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 町長は前項の規定により助成金の交付の決定を取消したときは、与論町若者・子育て航送費支援調査助成金交付決定取消通知書（別記第4号様式）によりその者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 町長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取消した場合において、既に当該助成金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該助成金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

当該年度における利用回数の上限は次のとおり。

項目	利用回数	備考
若者	1人2回	若者が子育て世帯に含まれている場合は、子育て世帯とする。
子育て世帯	1世帯2回	

※世帯に変更があった場合は、年度途中であってもその時点で利用条件が変更されるものとし、新たな利用回数に更新される。

助成金交付申請書兼請求書

与論町長 殿

申請者住所

氏 名

eMailアドレス

年度当初時点 年齢 歳

子育て世帯 扶養児童 人

与論町若者・子育て航送費支援調査助成金交付要綱第6条の規定に基づき助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請のうえ、請求いたします。

記

(往復の自動車航送費等領収書の写し)

※処理用
検査確認者

※申請者と航送料の領収名は同一となります。スペースが不足の場合は別添により提出してください。

1. 請求額 一 金 _____ 円 (往路と復路の合計金額の半額, 100円未満切り捨て額を記載)

2. 振込口座

_____ 農協・銀行・信用金庫 _____ 支店 種類 _____ 口座 _____

3. 添付資料

- ・同意書
- ・振込先口座通帳等の写し (水道料金引き落としなど役場に登録されている口座を指定する場合は不要)
- ・アンケート
- ・その他必要な書類 (アンケートにて添付を求める書類)

<<提出先>>

tyominseikatu@yoron.jp メールにて提出 (PDFに変換推奨) 又は町民生活課窓口まで

<問合せ>町民生活課97-4930 (直通) メールに表題「問合せ+氏名〇〇」を記載し問合せ下さい。

与論町長 殿

住 所
申請者
氏 名

個人情報確認同意書

私は、与論町若者・子育て航送費支援調査助成金の交付申請にあたり、町（本事業担当課）が下記情報について確認のために閲覧又は取得することに同意します。

記

	対象項目	同 意 チェック
1	申請内容確認のための住民基本台帳に登録されている情報	<input type="checkbox"/>
2	納税・課税状況に関する情報（乗車しない貨物航送の場合）	<input type="checkbox"/>
3	航送料支払先及び運航会社への確認のための乗船情報	<input type="checkbox"/>

※上記全てに同意いただけない場合は対象となりません。

（乗車しない貨物航送に対する助成金を申請する場合は以下についても記入し提出）

私（以下の表に記載のある全ての者）は、町税の納付状況等当該事業に係る事項について、本町職員が調査することに同意します。

氏名	住所	生年月日（西暦）
フリガナ	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> その他（下欄に記載）	年 月 日
フリガナ	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> その他（下欄に記載）	年 月 日
フリガナ	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> その他（下欄に記載）	年 月 日
フリガナ	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> その他（下欄に記載）	年 月 日
フリガナ	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> その他（下欄に記載）	年 月 日

様

与論町長

与論町若者・子育て航送費支援調査助成金交付決定（却下）及び確定通知書

年 月 日付で申請のあった与論町若者・子育て航送費支援調査助成金について、下記のとおり決定（却下）及び確定したので、与論町若者・子育て航送費支援調査助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 決定又は却下の別 決定・却下

2 交付決定及び確定額 円

（うち自動車航送 円）

（うち貨物航送 円）

3 却下理由

様

与論町長

与論町若者・子育て航送費支援調査助成金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定及び確定をした与論町若者・子育て航送費支援調査助成金について、下記のとおり決定を取消したので、与論町若者・子育て航送費支援調査助成金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消した助成金の額 円
- 2 取消した理由